

犯罪被害者等基本計画において更生保護が担う犯罪被害者等施策について
内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官
神村 昌通

1 犯罪被害者等基本計画を策定することとなった経緯

- 平成16年12月、犯罪被害者等基本法の成立

犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。（前文）

今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならぬ。（前文）

内閣府に犯罪被害者等施策推進会議を設置すること、同推進会議において政府が総合的・長期的に講ずべき施策を定めた犯罪被害者等基本計画の案を作成し、閣議を経て、政府の基本計画とすることを規定

- 平成17年4月、犯罪被害者等基本法の施行
- 犯罪被害者等施策推進会議の設置

2 基本計画案作成作業の進め方

- 犯罪被害者等基本計画検討会の開催（第1回～第7回）
- 平成17年8月9日、犯罪被害者等基本計画案骨子の決定

3 基本計画案骨子と更生保護が担当する施策

- 犯罪被害者等による、判決確定後の刑事に関する手続への関与
- 判決確定後の犯罪被害者等への支援
- 加害者の改善更生を助ける職務と犯罪被害者等を支援する職務を両立させる上での困難

4 今後の進め方（スケジュール）

- パブリックコメントの実施
- 犯罪被害者等基本計画検討会の開催（第8回、第9回）